

11 伐採届

11-1 伐採届の対象

以下に該当する樹木をやむを得ず伐採する計画がある場合には、事前に伐採届の提出が必要です。

- 地上1.2mの高さにおける幹の周囲が1.0m以上の樹木
- 面積が100㎡以上の一群の樹林
- 長さ20m以上の生け垣

11-2 手続きの流れ

近隣説明

- 解体工事・建物工事説明会、近隣関係説明会、戸別説明等の中で、伐採について、近隣住民に説明を行ってください。

① 伐採届の提出

- 伐採届を正・副各1部提出してください。

② 内容確認

- 伐採届受付時に、伐採理由、伐採内容等、記載事項のチェックを行います。

概ね7～10日

③ 伐採届副本の交付

- 必要に応じて現地確認を行います。

伐採

- 伐採届確認通知として、伐採届副本をお返しします。

11-3 伐採届の提出

伐採届は、伐採する概ね7～10日前までに正・副各1部を提出してください。

11-4 伐採届の作成要領

伐採届(11号様式の2)には、次の書類を添付してください。書類は、A4サイズに折り、左端をホッチキスまたは紐などで1冊に綴ってください。

図書名	作成・記載方法	
伐採届(第11号様式の2) ^{※1}	正・副ともに申請者(原則、所有者)の押印又は署名が必要です。(令和3年4月から)	
添付書類	案内図	当該地の位置を明示し、所在地の住居表示をご記入ください。
	伐採工程表	近隣説明から伐採までの工程をご記入ください。
	平面図、樹木位置図	敷地平面図に伐採予定の樹木位置を明記ください。
	代替植栽計画図	11-5を参照ください
	樹木の写真	伐採する予定の樹木の写真を撮影し、添付ください。
	近隣説明の結果報告	「保護樹木・樹林指定解除通知書」表紙の写し(保護樹木・樹林を伐採する場合)

※1 港区ホームページ「緑化計画書」からダウンロードできます。

11-5 代替植栽について

伐採後、伐採による緑の減少を防ぐため、代替植栽をお願いしています。後日建築計画があり、緑化計画書の提出を予定している場合は、代替植栽計画図は不要です。提出時にその旨をお話してください。

代替植栽の基準

樹木 : 1本あたり
樹林 : 10㎡あたり
生け垣 : 10mあたり

中高木1本以上または3㎡以上の植栽